

令和2年7月21日

私立保育園

小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）に
在籍している児童の保護者の皆様

東京都北区教育委員会事務局

子ども未来部保育課長 土屋 修二

令和2年7・8月分保育料の取り扱いについて

日頃より当区保育行政にご理解・ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

令和2年7・8月分保育料の取扱いは下記のとおりといたします。

なお、本お知らせの内容は、現時点での対応であり、今後の日本国内の新型コロナウイルス感染症拡大の動向及び国の方針により内容が変更となる場合がございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

記

認可保育園に在籍するお子さまと、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（地域枠）に在籍するお子さまとで取り扱いが異なります。

(1) 認可保育園に在籍するお子さまについて

7月分保育料については7月20日（月）から7月31日（金）までの欠席日数に応じて、8月分保育料については8月1日（土）から8月31日（月）までの欠席日数に応じて日割り計算を行い、月額保育料との差額を先の月に充当いたします。

後日、充当するため、7・8月分保育料は一旦お支払いいただきます。

ただし、4・5月分保育料を欠席日数に応じて日割り計算し、既にお支払いいただいている4・5月分保育料との差額を7・8月分保育料に充当している場合（対象の方には、7月17日付で通知をお送りしています）は、充当後の金額をお支払いいただきます。

充当するにあたり、手続きは必要ありません。充当する金額については、日割り計算後、対象となったご家庭へ個別に通知いたします。

充当ではなく還付を希望される場合は別途手続き（書類の提出等）が必要になりますので、令和2年8月31日（月）までに保育課入園相談係までご連絡ください。還付時期は未定です。

(2) 小規模保育事業所、事業所内保育事業所（地域枠）に在籍するお子さまについて

7月分保育料については7月20日（月）から7月31日（金）までの欠席日数に応じて、8月分保育料については8月1日（土）から8月31日（月）までの欠席日数に応じて日割り計算を行いますが、月額保育料との差額の精算方法については施設により方法、時期等が異なる場合がございますのでお通りの施設へ直接ご確認ください。

※今般の日割り計算は「災害その他緊急やむを得ない事情」として緊急的に行います。
※北区外にお住まいのお子さまについては、お住まいの市区町村の対応をご確認ください。
※各ご家庭により事情が異なることから欠席理由の確認は行いません。
※お子さまがお通いの施設からの報告により欠席日数の把握を行います。保護者様から区に
対し欠席日数をご連絡いただく必要はございませんが、お通いの施設から欠席日数の確認
があった際にはご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】

東京都北区教育委員会事務局

子ども未来部保育課入園相談係

電話：03-3908-9129